

## 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

同代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成28年8月31日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、平成28年8月5日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

## 事案の概要

- 1 処分庁は、平成20年2月1日付で、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人は、平成28年4月22日、A社への就労を開始し、同月25日、処分庁へ報告した。処分庁は、給与が発生次第申告するよう指導した。
- 3 処分庁は、平成28年5月23日、請求人からA社を退職した旨の報告があつたため、請求人に対し、改めて給与が発生次第申告するよう指導した。
- 4 請求人は、平成28年7月5日、A社からの給与は今回だけであるとして、同年6月分給与5,925円を収入申告した。
- 5 処分庁は、A社に対し、法第29条に基づく調査を行ったところ、平成28年5月分給与の支払いがあつたと判断し、平成28年8月5日付で、就労収入の認定等により保護費を減額する保護変更決定（以下「本件決定」という。）を行つた。
- 6 請求人は、平成28年8月31日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

（1）請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成28年8月31日に、請求人から提起された審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

前職に電話し、新入社員が電話を受け上司に問い合わせされたのは、個人情報保護上人権も侵害するやり方から入った上、会社が多く申告書類を送付し、収入が病院治療中休職中も含めてない時に差し引かれた事により次月に持ち越し時に転職活動（交通費）数十件、治療に際し紹介状等の費用、病気の親へ行く時の病院への交通費、それまでの会社からの雇用上労働条件が違う事への書面送付、最低限の保障部分がなかった事により、食費・衣服等ストレスからきていたと思われる支払いもあり、猶予期間を頂いての月々の支払いを時前にお願いを担当・上司にしておりましたが、それも

なく、担当の必要以上のキツイ発言が続いていた為に家賃と水道光熱費とわずかな飲食にしかあてられず、保障もなく身体の治療中にもかかわらず、心身共に支障をきました。知人等に助けてもらえなければならなくなり、精神的苦痛もあった為、担当によりまちまちなやり方ではなく、人権侵害する発言はやめていただきたく、貸付制度も案内しなかった事で私生活も大変になる、法律も改正が必要だと思います。転職等努力しようとする者や環境等を考慮したやり方を考えて欲しいと思います。前担当は状況まって対応してくれました。

イ 平成29年3月24日付けで代理人弁護士から、上記アの主張を補充する審査請求書の提出があり、次の趣旨の記載がある。

(ア) 審査請求に係る処分の内容

平成28年8月5日付けの保護変更決定処分（あなたの就労収入による、6月分保護費の変更、7月分保護費の変更及び8月分に6月分保護費の過支給分を分割収入充当の認定）

(イ) 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成28年8月5日

(ウ) 審査請求の趣旨

「(ア) 記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

(エ) 審査請求の理由

請求人は、平成28年8月5日、処分庁から(ア)に記載する処分を受けた。しかし、本件決定の理由とする就労収入はなかったのであるから、本件決定は違法である。

請求人は、処分庁から、平成28年5月及び6月当時、Bに所在するA社に就労し、収入を得たとして、平成28年6月1日、同年7月1日に就労収入の認定を受けたが、この期間において、請求人がA社において就労していたことは事実であるが、請求人は、A社から給与の支払いを受けていない。

A社は、労働基準監督署や処分庁に対し、請求人に対して給与を支払ったと主張しているようであるが、請求人において、A社から給与を受け取ったことはなく、請求人からA社に受領証等を発行したこともない。

(2) 審理員が、平成29年6月14日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

#### ア 6月分給与について

請求人が、A社から、平成28年6月分給与として5,925円を受領したことは認める。

#### イ 5月分給与について

請求人は、A社から、平成28年5月分の給与149,782円を受領していない。

同年4月22日にA社に就職して同年5月に退職するまでの給与は、A社から請求人へ現金で支払われることになっていた。

請求人は、A社から平成28年5月分の給与の支払いを受けていないため、請求人においてその受領に関する証拠は一切存在していない。金員を受領していない側に証拠がないことは当然のことである。

処分庁は、A社に対して、請求人の5月分給与の支払いにつき調査したと主張するが、一方的に、A社に対して電話及び書面で聴取したのみであり、それにより請求人が金員を受領したことにはならない。また、A社が作成した雇用期間証明書及び給与明細があるとしても、A社が事後的に作成できる書類であり、それにより請求人が金員を受領したことにはならない。A社が金員を支払ったのであるなら、A社において請求人が発行した領収書等の書類が存在するはずである。

処分庁による調査は不十分であり、請求人がA社から5月分の給与を受領したという事実はない。

#### ウ まとめ

以上のとおり、請求人は、A社から、平成28年5月分の給与149,782円を受領していない。したがって、処分庁が行った平成28年8月5日付け保護変更決定処分は違法であり、取り消されるべきである。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

保護変更決定通知書には、「1 保護の決定内容・認定年月日及び決定した理由 内容 変更 平成28年6月1日 請求人の就労収入の認定 請求人の必要経費の認定 平成28年7月1日 請求人の就労収入の認定 請求人の必要経費の認定 平成28年8月1日 6月分保護費の過支給分を分割収入充当（充当内訳：8月～1月 1,2,787円） 請求人の就労収入の削除 請求人の必要経費の削除 請求人の収入充当（6月分本人支払額）の認定 2 保護の種類及び支給額 最低生活費 119,160 収入充当額 生活扶助 -37,722 住宅扶助 -39,000 本人支払額 6月 4,6,015」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年4月18日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 世帯の経過

請求人は平成20年1月15日に「自動車運転過失致死傷害」により逮捕され、同年1月30日に措置入院となった。その後退院するが、就労が困難であり、親族からの援助も受けることができなかつたため、生活保護の申請をし、同年2月1日より処分庁にて生活保護を受け、現在に至る。

平成28年4月25日、請求人より同年4月22日からA社で勤務している旨の報告があった。その際は勤務開始の報告のみであり、給与の支払日等については一切報告されなかつた。

同年5月23日、A社を数日前に退職したと請求人から報告を受ける。

同年7月5日、請求人よりA社の6月分の給与支払い明細書を受領。請求人によると、同年7月1日にA社から6月分給与として5,925円を受領したとのことであり、そのため、7月分保護費にて収入認定とした。

なお、請求人より受領した6月分の給与支払い明細書には、その支払い対象となる労働期間も明示されており、6月分給与の対象となる労働期間は同年5月21日から同年6月20日とされていた。請求人からは、同年4月22日からA社で勤務しているとの報告を受けており、6月分給与以外にも給与が発生しているのではないかと思われるため、請求人にその旨を確認するも、A社からの給与は6月分のみとのことであった。

請求人より報告されていた勤務開始日から考えて、請求人のA社より受領した給与は6月分のみという主張に疑いがあつたため、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。) 第8の1の(1)のアの(イ)及び法第29条に基づき、同年7月5日にA社に対し電話及び書面(同日付)にて調査を実施した。その調査の結果、電話にて請求人が5月末(日付不詳)にA社より5月分給与を受領していたとの確認をとった。

同年7月14日、A社より書面(同年7月5日付)に対する回答書を受理し、請求人が5月末(日付不詳)に5月分給与(総支給額: 149,782円(通勤費9,565円含む) / 所得税2,680円)を受領していたことが判明した。

そのため、請求人に5月分給与について確認するも、「答えたくない」とのことであつた。A社に対する電話及び書面での調査により、請求人はA社から6月分の給与だけではなく5月分の給与も受領していたものと判断できることから、法第8条に基づき、6月分保護費にて5月分給与を収入認定し、6月分保護費での過払い金を局長通

知第10の2の(8)により、8月から平成29年1月分保護費において6分割で収入充当とした。

#### イ 審査請求書の主張に対する認否等

請求人は、「日々の食費や衣服等の支払いがあり、生活が困窮するので猶予期間を頂きたいと処分庁に相談したが、何も聞いてもらえず収入認定された。」と主張しているが、請求人には何度もA社からの給与についての詳細を確認、及び保護制度の趣旨を説明したが、請求人はそれについて一切応じず、理解しようとする姿勢すら見受けられなかつた。そのため、調査により判明した平成28年5月分を収入認定する際に6月分保護費において過払い金を一括にて収入充当を行うこととしたが、生活困窮となることが想定されることから、6分割での収入充当とした次第である。

また、収入に関する申告は法第61条により被保護者の届出義務とされており、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。そのため年に2回届出義務を順守するよう、請求人には書面にて通知を行っており、かつ日々口頭にて指導指示を行っている。それにもかかわらず請求人は5月分の給与を受けていないと主張し、自主的な申告を行わなかつたため、法第29条に基づき、直接雇用主に調査確認し、その結果に基づき5月分給与を6月分の就労収入として認定したものである。

また、請求人は、「5月分、6月分のいずれの給与も受け取っていない」と主張しているが、6月分給与については、請求人自身が受け取っていることを認めている。さらに、同年7月5日に請求人自身が収入申告書及び給与明細を提出しており、それらに基づいて7月分の就労収入として認定をおこなつた次第であり、主張に矛盾がある。

そしてA社より5月分給与を請求人が受領している事実は先にも述べた法第29条に基づく調査にて確認しており、請求人主張している、給与の支払いを受けていないという件に関しては、請求人の主張する事実を確認できる証拠書類等一切届出がなく、また、請求人が主張する事実に対しての立証責任は請求人にある。

したがつて本件決定は適正に行つたものであり、何ら違法・不当な点なく、弁明の趣旨のとおり、本件審査請求について棄却を求めるものである。

#### (2) 処分庁から提出のあつた証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成28年7月14日に処分庁が受付したA社が証明した雇用期間証明書には、「雇用期間 平成28年4月22日～平成28年6月20日 退職理由 自己都合 最終給与支払日／支払方法 平成28年7月1日 5,925円／手渡し 特記事項 給与支払形態 20日締め 末払い」との記載がある。

イ 平成28年7月14日に処分庁が受付したA社の回答書には、「平成27年5月 給与140, 217 通勤手当9, 565 所得税2, 680 本人受給額147, 102」との記載がある。

ウ 平成28年7月14月付けケース記録票には、「給与証明 5月分 総支給額：149, 782円（通勤費9, 565円含む） 所得税：2, 680円、6月分総支給額：5, 925円 調査により、主）が5月末にA社より149, 782円を受け取っていたことが判明。当該金は6月分保護費で収入認定する。

就労収入の認定により6月分保護費にて76, 722円の過払い金と46, 015円の本人支払額が発生。過払い金は生活費への影響を考慮し、6分割での収入充当（8月～1月12, 787円）とし、本人支払額46, 015円は8月分保護費で収入充当とする。」との記載がある。

#### エ 前記1の請求人の主張の（3）と同一書類

#### 理由

##### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第29条は、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又

は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（以下略）」と定めている。

（4）法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

（5）次官通知第8の1の（1）は、「要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。」とし、「ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行なおうとするとき。」と「イ 当該世帯の収入に変動があつたことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。」を定めている。

（6）次官通知第8の1の（2）は、「収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。」と定めている。

（7）局長通知第8の1のアの（ア）及び（イ）は、「（ア）官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明を徴することを適當としない場合には、給与明細等をもってこれに代えても差しつかえないこと。（イ）給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常の収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的な内容を調査確認すること。」と定めている。

（8）局長通知第10の2の（8）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び（7）のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足

りるものであること。)」と定めている。

## 2 本件決定について

### (1) 就労収入の申告・認定について

処分庁は、A社からの給与収入について、請求人は、平成28年4月22日から就労していたはずであるのに、同年6月分給与（1日分）のみであるとの申告であったため、法第29条に基づく調査を行い、A社から回答があった雇用期間証明書及び給与明細をもとに、同年5月分給与149,782円を請求人が受領していたものと判断し、本件決定を行ったことが認められる。

### (2) 請求人が受領したかどうかについて

本件についてみると、平成28年5月分給与の有無や金額だけではなく、請求人が受領したかどうかが争点となっている。

処分庁は、同年5月分給与を請求人に対し支払ったことについて、A社から口頭にて確認しているものの、支払日や支払方法等は不明であり、請求人が同年5月分給与を受領したことを客観的に証する資料等は存在しないと言わざるを得ない。

### (3) まとめ

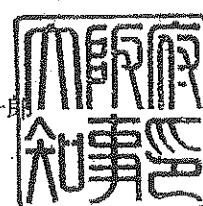
以上のとおり、処分庁が、請求人が平成28年5月分給与を受領したかどうかの調査及び確認が十分なものであるとはいえないことから、本件決定を行った処分庁の判断には違法又は不当な点があると認められ、取消しを免れない。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年11月30日

審査官 大阪府知事 松井 一郎



## 教 示

1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

